



平成 27 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名 東京産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 里見 利夫
(コード番号 8070 東証第一部)
問合わせ先 常務取締役管理本部長 須藤 隆志
(TEL 03-5203-7690)

役員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 23 日開催の取締役会において、取締役（社外取締役を除く。）ならびに当社と委任契約を締結している執行役員（以下「取締役等」という。）を対象とした、新しい株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入の検討を進めることを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。なお、本制度の詳細については、後日開催する取締役会において改めて決議した上で、平成 27 年 6 月下旬に開催予定の第 105 回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議する予定です。

記

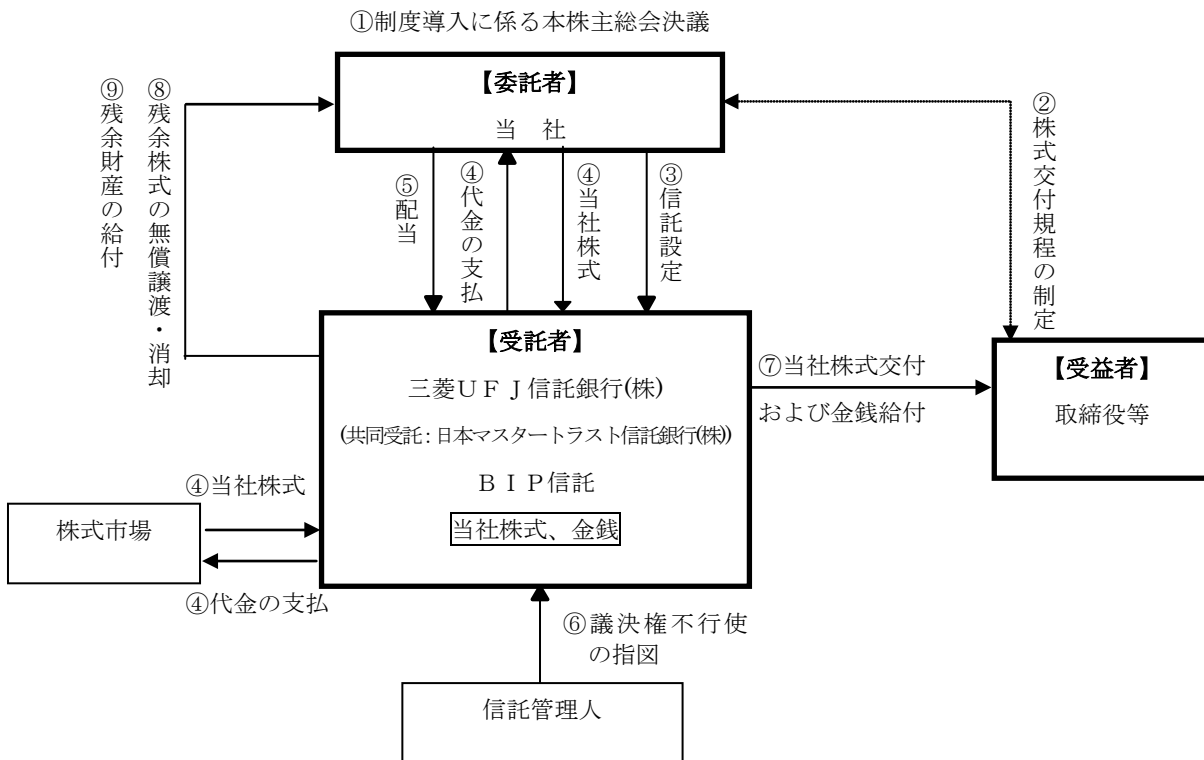
1. 本制度の導入について

- (1) 当社は取締役等を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度の導入を検討しています（※1）。
- (2) 取締役等に対する本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P 信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、B I P 信託が取得した当社株式を役位や業績目標の達成度等に応じて取締役等に交付するものです（※2）。

(※1) 本制度の導入により、取締役等の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬」により構成されることとなります。また、業務執行から独立した立場である社外取締役および監査役の報酬については、「基本報酬」のみによって構成されます。

(※2) B I P 信託®は三菱 U F J 信託銀行株式会社の登録商標です。

2. B I P信託の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に際して、本株主総会にて役員報酬の決議を得ます。
- ② 当社は、本制度の導入に関して、取締役会にて、役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とするB I P信託を設定します。
- ④ B I P信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。B I P信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ B I P信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ⑥ B I P信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における業績達成度等に応じて、取締役等に一定のポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等に付与されたポイント数の一定割合に相当する当社株式が退職時に交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が退職時に給付されます。
- ⑧ 信託終了時に残余株式が生じた場合、B I P信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ B I P信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

※受益者要件を充足する取締役等への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、B I P信託に対し、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

(ご参考) 信託契約の内容 (予定)

- ①信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ②信託の目的 取締役等に対するインセンティブの付与
- ③委託者 当社
- ④受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ⑤受益者 取締役等のうち受益者要件を充足する者
- ⑥信託管理人 専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者
- ⑦議決権行使 議決権は行使しないものとします。
- ⑧取得株式の種類 当社普通株式
- ⑨取得株式の総額 1億円程度
- ⑩帰属権利者 当社
- ⑪残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

※ 上記内容は現時点での検討内容であり、今後の検討状況によっては変更する可能性があります。

以 上